

地方分権推進のための「地方財源確保」に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年9月27日

提出者

3番 島崎 義司

25番 与座 武

6番 田辺 あき子

9番 本間 まさよ

10番 近藤 和義

15番 山本 ひとみ

17番 松本 清治

20番 井口 良美

28番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 田中 節男 殿

地方分権推進のための「地方財源確保」に関する意見書

平成16年度の国の予算は、「三位一体の改革」の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく国と地方の信頼関係を損ねることとなっています。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、おおむね3兆円規模の財源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革をとりまとめることが要請されたところです。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を前提に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出しました。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、下記の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めます。

記

1. 地方の意見を確実に反映させることを担保するため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とすること。
2. 今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。
3. 今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。
4. 財源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。
5. 廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全の財政措置を講じること。
6. 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。
7. 国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。
8. 地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 9 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣
財 務 大 臣

□— あて